## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	
2. 都道府県名	栃木県	
3. 市区町村名	宇都宮市	
4. 届出番号	12	
5. 独自利用事務の事例番 号	116-2-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/jumin/mynumber/gaiyo/1013 816.html	

執行機関名 宇都宮市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園に対する就園奨励費補助金の交付に関する事務であって市長が定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		宇都宮市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第10の項 私立幼稚園に対する就園奨励費補助金の交付に関する事務であって市長が定め るもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第1条	宇都宮市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、幼稚園に満3歳、3歳、4歳若しくは5歳の幼児又は学校教育法第18条の規定により就学の義務を猶予又は免除されている児童(以下「就学免除者等」という。)を通園させている保護者に、幼稚園児の保育料等について世帯の所得に応じて減免し、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇都宮市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱